



5 建災防技発第 261 号
令和 5 年 5 月 18 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の更新について

今般、一般財団法人建設業振興基金より、別添のとおり依頼がありました。
つきましては、本件について、貴支部会員事業場等に対し、適宜、周知をお願いいたします。
なお、本件に関する通知文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

本年10月より、事業者登録の更新手続きが始まります

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023年10月からの予定で更新手続きを開始します。

引き続きCCUSをご活用いただきますよう、事業者登録の更新手続きをよろしくお願ひします。

1. 2018年度(2018年5月から2019年3月末)に事業者登録を行った事業者の方

- (1)有効期限：2024年3月31日
- (2)更新手続き期間：2023年10月(開始予定)～2024年2月末日まで
- (3)登録責任者様あてメールにて更新手続きをご案内します(第1回メール:6ヶ月前)

2. 2019年4月以降に事業者登録を行った事業者の方

- (1)有効期限：登録日から5年後の登録月の月末に有効期限満了となります
- (2)更新手続き期間：有効期限満了の6ヶ月前から1ヶ月前まで

※詳細はこちらをご覧ください(ホームページの4月24日付お知らせ)

<https://www.ccus.jp/attachments/show/644215e1-d4e8-4aea-89f7-3f14c0a8081b>



富士教育訓練センターに カードリーダーとCCUS応援自販機が設置されました

多くの建設技能者が訪れる教育訓練機関である富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)に、カードリーダーを試行的に設置するとともに、インセンティブとして、CCUS応援自販機による飲料を無料で提供(2023年6月末までは1日1本を予定)しています。

訓練に参加される登録技能者は、CCUSカードをご持参ください。(※就業履歴としては蓄積されませんが、今後の教育訓練機関での履歴蓄積のあり方等の検討のために活用予定です。)



CCUS応援団による特典が続々増加中です。

- (株)タイムズ24のタイムズパーキングの工事貸切割引、
- SORABITO(株)のキャッシュバックキャンペーン延長 など
- 技能者向け42件(<https://www.ccus.jp/p/benefits>)
- 事業者向け12件(https://www.ccus.jp/p/bp_benefits)





2023年4月24日(月)
一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

【ご案内】事業者登録の更新について

～本年10月より、事業者登録の更新手続きが始まります～

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は2019年4月から本運用を開始し、2022年度末には、約114万人の技能者、約21万7千の事業者の方にCCUSにご登録をいただくとともに、2022年度の年間就業履歴数が4,000万件を超えるなど、多くの皆様にご登録、ご利用をいただいている状況となっています。

CCUSの活用については、技能者の資格情報と就業履歴情報を用いた能力評価制度への活用が、対象職種の拡大等もあり進展するとともに、建退共の掛金納付や元請事業者における独自ポイント制度等においても就業履歴情報が活用されているところです。更に、本夏には、国土交通省においてレベル別の賃金目安の提示が予定されるなど新たな取組も進められるところです。

CCUSの目的である技能者の処遇改善や建設現場での生産性向上などを進めていくためには、引き続き事業者、技能者の皆様にCCUSにご登録いただき、現場で活用していただくことにより、技能者の能力評価制度等を推進していくことが不可欠であると考えています。

今回、2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023年10月からの予定で更新手続きを開始することといたしましたので、以下のとおり、更新手続きをご案内いたします。

引き続きCCUSをご活用いただきますよう、事業者登録の更新手続きをよろしくお願い申し上げます。

○更新手続きについて

1. 2018年度（2018年5月から2019年3月末）に事業者登録を行った事業者の方

(1) 有効期限：**2024年3月31日**

事業者登録の有効期限は5年とさせていただいておりますが、本運用開始が2019年4月であったことから、2019年3月末までに事業者登録を行った方については、有効期間を2024年3月31日までとさせていただいております。

(2) 更新手続き期間：**2023年10月（開始予定）～2024年2月末日まで**

更新作業に1月程度要することから、有効期限満了1ヶ月前の2月末日までに**更新手続きの申し込み**をお願いいたします。更新手続きは、申し込みの後、審査を行い、確認できた方には「システム登録料金額のご案内」のメールを送付いたします。そのメールに基づき事業者登録料をお支払いいただき、手続完了となります。

(3) 更新手続きのメールのご案内：登録責任者様あてメールにて更新手続きのご案内をいたします。

第1回メール：6ヶ月前

第2回メール：2ヶ月前<手続き未了の方のみ>

第3回メール：1ヶ月前<手続き未了の方のみ>

併せて、CCUSホームページにも掲載します。

(4) 申請方法：新規登録と同様に、インターネット（CCUSホームページ）又は認定登録機関にて申請をお願いいたします。

(5) 申請内容：既に登録いただいている情報のうち、変更のない事項については記載事項及び証憑書類について内容の変更の必要はありません。

登録内容の変更がある項目については、記載事項の変更及び最新の証憑資料を提出していただきますようお願いいたします。

また、更新料として、資本金額に応じた所定の事業者登録料（更新登録料）をお支払いいただきますようお願いいたします。

※事業者登録料はCCUSのHPでご確認ください。

<https://www.ccus.jp/p/use>

2. 2019年4月以降に事業者登録を行った事業者の方

(1) 有効期限：**登録日から5年後の登録月の月末に有効期限満了となります。**

(2) 更新手続き期間：**有効期限満了の6ヶ月前から1ヶ月前まで**

(例 2019年4月登録の事業者の方は、2023年11月～2024年3月末日までの間)

<その他は、「1. 2018年度に事業者登録を行った事業者の方」に準じた対応となります>

【お問合せ】

(一財) 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部

<https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm>